規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一六〇

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後			改正前		
別表第一（第一条関係） 一～四　（略） 五　宮内庁			**別表第一**（第一条関係） 一～四　（略） 五　宮内庁		
組織	官職	区分	組織	官職	区分
内部部局	（略）	（略）	内部部局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）（削る。）	二種		室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
六～四十一　（略）			六～四十一　（略）		

附　則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

国家公安委員会委員長　山本　順三

犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第四章　略］ 第五章　逮捕（第百十八条―第百三十六条の三）	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第五章　逮捕（第百十八条―第百三十六条の二）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―九六

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（護衛等手当） **第二十八条の三**　護衛等手当は、次に掲げる場合に支給する。 一　警察庁皇宮警察本部に所属する皇宮護衛官のうち人事院の定める職員が次に掲げる業務に従事したとき。 (1)　天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣若しくは皇嗣妃の護衛 (2)～(4)　（略） 二・三　（略） 2　（略）	（護衛等手当） **第二十八条の三**　護衛等手当は、次に掲げる場合に支給する。 一　警察庁皇宮警察本部に所属する皇宮護衛官のうち人事院の定める職員が次に掲げる業務に従事したとき。 (1)　天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の護衛 (2)～(4)　（略） 二・三　（略） 2　（略）

附　則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。